和福障第２０７５号
令和８年１０月１日
（２０２６年）

指定障害児通所支援事業所　管理者　各位

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎
（　公　印　省　略　）

こども性暴力防止法における情報処理安全確保支援士への相談支援について（通知）

平素より、障害児支援にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件について、こども家庭庁から所管の指定障害児通所支援事業所宛てに周知するよう依頼がありましたので、お知らせいたします。

本法に基づき、対象事業者は犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組（以下「情報管理措置」という。）を実施する必要があります。特に、義務対象事業者については本法の施行までに、認定対象事業者については認定の申請までに、それぞれ情報管理規程を定める必要があります。また、情報管理規程には、基本的事項のほか、組織的情報管理措置をはじめとする各種の措置内容を記載する必要があります。

このたび、民間の中小規模の事業者が、適切な情報管理措置を実施できるよう、こども家庭庁において、情報セキュリティの専門的な知見を有する情報処理安全確保支援士を紹介するための窓口が設置されました。

なお、詳細については、別添の周知依頼にございますので、必ず内容をご確認ください。

【添付書類】
①周知依頼（令和８年９月２５日付け）
②情報管理措置について（資料）
③情報セキュリティの専門家（情報処理安全確保支援士）への相談について（リーフレット）

和歌山市七番丁２３番地
和歌山市障害者支援課
指定審査グループ
TEL:０７３－４３５－１３６０
障害児通所支援事業者指定担当：中谷